

金融庁

《金融庁》

表5-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

| 基本計画の名称 | 金融庁における政策評価に関する基本計画（平成24年5月31日策定） | |
|-------------|---|--|
| 基本計画の主な規定内容 | 1 計画期間 2 事前評価の対象等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年4月1日から29年3月31日まで ○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） ② 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策） ③ 法第9条及び法施行令第3条第7号及び第8号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策） ④ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（①を除く） ⑤ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策 |
| | 3 事後評価の対象等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策については、「租税特別措置等に係るガイドライン」等に基づき実施する。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策 事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策 租税特別措置等に係る政策の事後評価：法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策 |
| | 4 政策評価の結果の政策への反映 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算、機構・定員、税制改正要望、法令審査等を取りまとめ部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等）に活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。 |
| | 5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページにおいて意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。 |
| 実施計画の名称 | 平成24年度金融庁政策評価実施計画（平成24年5月31日策定） | |
| 実施計画の主な規定内容 | 1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価：20施策 ○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成24年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成24年度中の効果の発現予定の有無に関わらず事後評価を実施） ○ 政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実 |

| | | |
|--|-----------------------------------|---------------------------------|
| | | 現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策等 |
| | 2 未着手・未了 (法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの) | 該当する政策なし |
| | 3 その他の政策 (法第7条第2項第3号に区分されるもの) | 該当する政策なし |

表5-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

| 政策評価の対象 としようとした 政策の区分 | | 評価実施件数 | 政策評価の結果 の内訳別件数 | | 政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数 | |
|--------------------------------|--|--|-------------------|---|----------------------------|--|
| 事前評価 | 事業評価方式：1件 (新規事業) 〔表5-3-ア〕 | 実施は妥当 | 1 | 評価結果を踏まえ、評価対象事業 (施策)を実施することとした | 1 | |
| | | | | <概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 1件) | | |
| | 事業評価方式：6件 (規制) 〔表5-3-イ〕 | 規制の新設又は改 廃は妥当 | 6 | 評価結果を踏まえ、政令等を制定 又は改正した(改正する予定) | 6 | |
| | 事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表5-3-ウ〕 | 租税特別措置等の 新設、拡充又は延長 は妥当 | 8 | 評価結果を踏まえ、税制改正要望 を行った | 8 | |
| 事後評価 | 実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第 2項第1号) | 実績評価方式：24件 〔表5-3-エ〕 〔実績評価方式：20件〕 〔表5-3-オ〕 | 2 | 1 評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 | 2 | |
| | | | | 2 評価結果を踏まえ、評価対象 政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】 | 22 | |
| | | | 22 | <概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 15件 機構・定員要求に反映 12件 うち、機構6件、定員12件) | | |
| | 事業評価方式：2件 (成果重視事業1件含む) 〔表5-3-カ〕 | 取組を引き続き推 進 | 1 | 1 評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 | 1 | |
| | | | | 2 事業は終了しているが、評価 結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた | 1 | |
| | | | 1 | <概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 1件) | | |
| | 事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表5-3-キ〕 | 取組を引き続き推 進 | 1 | 1 評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】 | 1 | |
| 未着手 (法第7条第 2項第2号 イ) | 該当する政策なし | — | — | — | — | |
| 未了 (法第7条第 2項第2号 ロ) | 該当する政策なし | — | — | — | — | |
| その他の 政策 (法第7条第 2項第3号) | 該当する政策なし | — | — | — | — | |

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表5-3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成25年度概算要求に係る1新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成24年度事業評価書」として公表。

表5-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

| No. | 評価対象政策 |
|-----|-----------------------------------|
| 1 | 金融庁行政情報化LANシステム設計・構築経費（次期LANシステム） |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表5-4-(1)参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の6政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年5月23日、6月26日、7月31日、10月12日及び25年2月4日に「規制の事前評価書」として公表。

表5-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

| No. | 評価対象政策 |
|-----|--------------------------------------|
| 1 | 少額短期保険業に係る規制の見直し |
| 2 | 保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制の見直し |
| 3 | P T S取引における公開買付規制（5%ルール）の適用除外 |
| 4 | 臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化 |
| 5 | A I J投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制の見直し |
| 6 | 信用金庫・信用組合による会員・組合員の外国子会社への資金の貸付け等の解禁 |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表5-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の8政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年3月1日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表5-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

| No. | 評価対象政策 |
|-----|--|
| 1 | 自動発注サーバに係る非課税措置の創設 |
| 2 | 海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等 |
| 3 | 投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し |
| 4 | 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実 |
| 5 | 企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充 |
| 6 | 「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用 |
| 7 | 投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係） |
| 8 | 企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への改組・機能拡充に伴う所要の措置 |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表5-4-(3)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 23 年度実績評価書」として公表。

表 5-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

| No. | 評価対象政策 | 政策評価の結果 | 評価結果の反映状況 |
|---|---|---|-----------|
| 基本政策 I 金融機能の安定の確保 | | | |
| 施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること | | | |
| 1 | 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 2 | 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること | | | |
| 3 | 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 4 | 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 5 | アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支援、自らも展開する金融業の支援 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 基本政策 II 預金者、保険契約者、投資者等の保護 | | | |
| 施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること | | | |
| 6 | 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 7 | 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 8 | 金融機関等の法令等遵守態勢の確立 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 9 | 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 | 施策の達成に向けて成 | 引き続き推進 |

| | | | |
|--|----------------------------------|---|--------|
| | | 果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある | |
| 施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること | | | |
| 10 | 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 11 | 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組の促進 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 12 | 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 13 | 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 14 | 公認会計士監査の充実・強化 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 基本政策Ⅲ 円滑な金融等 | | | |
| 施策目標 1 活力のある市場を構築すること | | | |
| 15 | 多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 16 | 決済システム等の整備・定着 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 17 | 専門性の高い人材の育成等 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 18 | 個人投資家の参加拡大 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること | | | |
| 19 | 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 20 | 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円 | 施策の達成に向けて一 | 改善・見直し |

| | | | |
|--|--|---|--------|
| | 滑化及び地域密着型金融の推進 | 定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | |
| 施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること | | | |
| 21 | 金融行政の透明性・予測可能性の向上 | 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある | 引き続き推進 |
| （業務支援基盤整備に係る施策） | | | |
| 22 | 職員の育成・強化のための諸施策の実施 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 23 | 行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |
| 24 | 専門性の高い調査研究分析の実施 | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある | 改善・見直し |

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表5-4-(4)参照。

（2）所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の20施策を対象に評価を実施中（平成25年8月公表予定）。

表5-3-オ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

| No. | 評価対象政策 | |
|------------------------------------|--|--|
| 基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定 | | |
| 1 | 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備 | |
| 2 | 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備 | |
| 3 | 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応 | |
| 基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上 | | |
| 4 | 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備 | |
| 5 | 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 | |
| 6 | 資金形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 | |
| 基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築 | | |
| 7 | 市場インフラの構築のための制度・環境整備 | |
| 8 | 市場機能の強化のための制度・環境整備 | |
| 9 | 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備 | |
| 10 | 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備 | |
| 11 | 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備 | |
| 基本政策Ⅳ 横断的施策 | | |
| 12 | 国際的な政策協調・連携強化 | |
| 13 | アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調 | |
| 14 | 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備 | |
| 15 | 金融行政についての情報発信の強化 | |
| 16 | 金融経済リテラシー（基礎知識・活用能力）の向上のための環境整備 | |

| (業務支援基盤の整備のための取組み) | |
|--------------------|---------------------|
| 17 | 金融行政を担う人材の確保と資質の向上 |
| 18 | 学術的成果の金融行政への導入・活用 |
| 19 | 金融行政における情報システムの活用 |
| 20 | 災害等発生時における金融行政の継続確保 |

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施し、平成 24 年度に効果が発現する事業のうち以下の 1 事業及び 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度事業評価書」として公表。

表 5-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策

| No. | 評価対象政策 | 政策評価の結果 | 評価結果の反映状況 |
|-----|--------------------------|-----------|-----------|
| 1 | 電子データ保全解析及び証拠化機材の整備 | 実施は妥当 | — |
| 2 | 金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業） | 取組を引き続き推進 | 引き続き推進 |

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 5-4-(5) 参照。
2 No.1 は、事業終了後の評価を実施したものである。

(4) 「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 5-3-キ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

| No. | 評価対象政策 | 政策評価の結果 | 評価結果の反映状況 |
|-----|----------------------------------|-----------|-----------|
| 1 | 特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例 | 取組を引き続き推進 | 引き続き推進 |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 5-4-(6) 参照。

別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

| 基本政策 | 施策目標 | 施策 |
|----------------------|---|---|
| I 金融機能の安定の確保 | 1 金融機関が健全に経営されていること | (1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 |
| | | (2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 |
| | 2 金融システムの安定が確保されていること | (1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止 |
| | | (2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 |
| II 預金者、保険契約者、投資者等の保護 | 1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること | (1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 |
| | | (2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 |
| | | (3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立 |
| | | (4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 |
| | 2 公正、透明な市場を確立し維持すること | (1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 |
| | | (2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取り組みの促進 |
| | | (3) 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着 |
| | | (4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保 |
| | | (5) 公認会計士監査の充実・強化 |
| | | (6) 市場の健全な発展に向けた環境整備 |
| III 円滑な金融等 | 1 活力のある市場を構築すること | (1) 多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備 |
| | | (2) 決済システム等の整備・定着 |
| | | (3) 専門性の高い人材の育成等 |
| | | (4) 個人投資家の参加拡大 |
| | 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること | (1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備 |
| | | (2) 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進 |
| | 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境(ベター・レギュレーション)を実現すること | (1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上 |

(業務支援基盤整備に係る施策)

| 分野 | 課題 | 施策 |
|--------|---------------------------|--|
| 1 人的資源 | (1) 専門性の高い職員の育成・強化 | (I) 職員の育成・強化のための諸施策の実施 |
| 2 情報 | (1) 行政事務の効率化のための情報化 | (I) 行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進 |
| | (2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析 | (I) 専門性の高い調査研究分析の実施 |

(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku24.pdf>)参照

